

社会福祉法人正夢の会 評議員報酬等支給規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第9条に定める評議員に対する報酬等の支給の基準について定める。

(報酬等)

第2条 評議員に対する報酬等とは、評議員会へ出席した評議員に対する報酬（以下、報酬という）及び評議員会で議長を務める評議員に対する議長手当（以下、手当という）をいう。また、評議員会への出席のための交通費は2,000円とし、職務上必要な出張旅費もしくはその他必要経費は、一般職員の基準に準じて支給する。

(報酬)

第3条 報酬は、一人当たり年間総額は5万円以内とし、その範囲内で評議員会へ出席した一日当たり1万円とする。

(手当)

第4条 手当は評議員会の議長を務めた都度、1回につき5,000円とする。1回の評議員会において2人以上が議長を務めた場合には、5,000円をその人数で分割（100円未満四捨五入）する。ただし報酬総額と手当総額が、定款第9条に定める報酬等の限度を超える場合には、手当は支給しない。

(報酬枠及び本支給規程の変更)

第5条 定款第9条で定める評議員の報酬等の額の変更は、定款第44条の定めにより、評議員会の議決を得て、東京都知事の認可を受けた後に、その効力が生じる。定款第9条変更を要する本支給規程の変更については、定款第9条の変更の議決時と同時あるいはそれ以降の評議員会で議決するものとする。その施行は、東京都知事による定款第9条変更の認可時以降とする。

(付則)

第6条 本支給規程は、平成29年4月1日から施行する。